

早川町・身延町・南部町医療事務組合給料の半減に関する規則

(令和 7 年 9 月 1 日規則第 9 号)

この規則は、早川町・身延町・南部町医療事務組合給与条例(令和 7 年組合条例第 16 号)が準用する身延町職員給与条例(平成 16 年身延町条例第 47 号)附則第 11 項の規定による給料の半減に関し必要な事項を定めるものとし、当該事項については、身延町給料の半減に関する規則(平成 16 年身延町規則第 33 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。